

議第 119 号

下呂市表彰条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民及び市民栄誉賞の表彰区分を新設し、表彰区分ごとに制定されている条例を統一して、表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するもの。

下呂市表彰条例

(目的)

第1条 この条例は、社会文化の興隆に功績があった者や、本市の発展振興に貢献し、その功労顕著な者及び善行卓絶にして市民の模範となる者の功績をたたえ、これを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特別名誉市民
- (2) 名誉市民
- (3) 功労者
- (4) 功績者
- (5) 善行者
- (6) 市民栄誉賞
- (7) その他の表彰

(表彰審議会)

第3条 表彰の対象となる者の選考等について審議するため、市長の附属機関として、下呂市表彰審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の委員は12人以内とし、次に掲げる者について、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 副市長
- (3) 教育長

3 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とし、委員の再任は妨げない。

(特別名誉市民)

第4条 市長は、公共の福祉の増進又は学術若しくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、市民が郷土の誇りとして等しく尊敬する本市に縁の深い者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、特別名誉市民の称号を贈る。

(名誉市民)

第5条 市長は、下呂市民として公共の福祉の増進又は学術若しくは技芸の発展に寄与し、よって社会・文化の興隆に貢献し、功績が卓絶であった者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、名誉市民の称号を贈る。

(功労者)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その功労が特に顕著である市民又は市民であった者につき、審議会に諮り、議会の同意を得て、功労者として表彰する。

- (1) 地方自治の振興に貢献した者
- (2) 社会福祉の向上に貢献した者
- (3) 保健衛生の向上に貢献した者
- (4) 産業経済の開発興隆に貢献した者
- (5) 労働福祉の向上に貢献した者
- (6) 教育、文化、スポーツ又は科学技術の振興に貢献した者
- (7) 住民生活の推進又は民生安定に貢献した者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、功労者として表彰に値すると認められる者
(功績者)

第7条 市長は、前条の各号のいずれかに該当する者で、その功績が顕著であると認められる市民又は市民であった者につき、審議会に諮り、功績者として表彰する。

(善行者)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、その善行が特に顕著であると認められる個人又は団体等（以下「善行者」という。）につき、審議会に諮り、善行者として表彰する。

- (1) 自己の危険を顧みず、災害の防止又は人命の救助にあたった者
- (2) 社会奉仕等の行為により、市民の模範となる者
- (3) 公益のため私財を寄付し、善行者として市民の模範となる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、善行者として表彰に値すると認められる者
(市民栄誉賞)

第9条 市長は、産業、経済、スポーツ、文化その他の分野において輝かしい業績があると認められる市民若しくは市民であった者又は本市に縁の深い個人、団体等につき、審議会に諮り、市民栄誉賞を授与することができる。

(その他の表彰)

第10条 市長は、自発的な社会貢献活動及び公益に寄与する活動等であると認められる個人及び団体につき、感謝状を贈呈する。

(表彰の時期)

第11条 特別名誉市民及び名誉市民（以下「名誉市民等」という）並びに市民栄誉賞の表彰については、随時行う。

2 功労者、功績者及び善行者の表彰（次条において「功労者表彰等」という）については、毎年市長が別に定める日に行う。

(礼遇及び特典)

第12条 市長は、名誉市民等の対象となる者は、次に掲げる礼遇及び特典を与えることができる。

- (1) 市の公の式典への参列
- (2) 死亡の際における相当の礼をもってする弔慰
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が議会の同意を得て定める礼遇及び特典
(顕彰)

第13条 市長は、名誉市民等の対象となる者に名誉市民章及び記念品を贈ると共にその事績を告示し、これを顕彰する。

(表彰の方法)

第14条 功労者表彰等及び市民栄誉賞の表彰の対象となる者には、表彰状及び記念品を贈呈して表彰する。

(表彰の取消し)

第15条 市長は、表彰を受けた者が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、被表彰者として不適当と認めたときは、審議会に諮り、議会の同意を得て、表彰を取消すものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関して、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 2 条、第 5 条関係）				別表（第 2 条、第 5 条関係）			
区 分		報 酬		区 分		報 酬	
教育委員会委員の項～行政不服審査会委員の部（略）				教育委員会委員の項～行政不服審査会委員の部（略）			
<u>表彰審議会委員</u>	日 額	6,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例	<u>功労者等表彰審議会委員</u>	日 額	6,000円	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例

改 正 後					改 正 前				
				第51号) における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。					第51号) における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用する。
公務災害補償等認定委員会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項（略）					公務災害補償等認定委員会委員の項～地方自治法第174条に定める専門委員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号、第3号及び第3号の2に該当する職にある者のうち、前各号に該当しないものの項（略）				

（下呂市名誉市民条例及び下呂市功労者等表彰条例の廃止）

3 次に掲げる条例は廃止する。

- （1） 下呂市名誉市民条例（平成16年下呂市条例第196号）
- （2） 下呂市功労者等表彰条例（平成17年下呂市条例第58号）

（下呂市名誉市民条例及び下呂市功労者等表彰条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、前項の規定により廃止となった条例の規定に基づき、下呂市名誉市民の称号を得た者並びに下呂市功労者の被表彰者として議会の同意を得た者については、この条

例に基づく被表彰者の対象者とししない。

- 5 この条例の施行の際、改正附則第3項の規定により廃止となった条例の規定に基づき、下呂市名誉市民の称号を得た者並びに下呂市功労者の被表彰者として議会の同意を得た者については、下呂市名誉市民条例第6条並びに下呂市功労者等表彰条例第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

【参考資料】

下呂市表彰条例要綱

1. 制定理由

下呂市における表彰の実施に関し、特別名誉市民と市民栄誉賞を新設し、表彰区分ごとに制定されている複数の条例を一本化し、表彰の体系化を図るため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

(1) 社会文化の興隆や、本市の発展振興に対する功労や功績が顕著であった者を表彰することを目的とします。

(第1条関係)

(2) 名誉市民や功労者など、表彰の種類を規定します。

(第2条関係)

(3) 被表彰者の選考等を審議する表彰審議会を設置し、その審議会の委員は12名以内とし、任期は1年とします。

(第3条関係)

(4) 特別名誉市民の対象となる者を定め、特別名誉市民の称号を贈ることとします。

(第4条関係)

(5) 名誉市民の対象となる者を定め、名誉市民の称号を贈ることとします。

(第5条関係)

(6) 功労者の対象となる者を定め、功労者として表彰することとします。

(第6条関係)

(7) 功績者の対象となる者を定め、功績者として表彰することとします。

(第7条関係)

(8) 善行者の対象となる者を定め、善行者として表彰することとします。

(第8条関係)

(9) 市民栄誉賞の対象となる者を定め、市民栄誉賞を授与することとします。

(第9条関係)

(10) 自発的な社会貢献活動及び公益に寄与する活動等であると認められる個人及び

団体に感謝状を贈呈することができることとします。

(第 10 条関係)

- (11) 特別名誉市民、名誉市民（以下「名誉市民等」といいます）及び市民栄誉賞の表彰は随時行い、功労者、功績者及び善行者（以下「功労者等」といいます）の表彰は、毎年市長が別に定める日に行うこととします。

(第 11 条関係)

- (12) 名誉市民等には、市の公の式典参列などの礼遇や特典を与えることができることとします。

(第 12 条関係)

- (13) 名誉市民等の対象となる者には、名誉市民章及び記念品を贈り、その事績を告示し、顕彰することとします。

(第 13 条関係)

- (14) 功労者等及び市民栄誉賞の対象となる者には、表彰状及び記念品を贈呈して表彰することとします。

(第 14 条関係)

- (15) 表彰を受けた者が本人の責に帰すべき行為によって著しく名誉を失い、被表彰者として不適当と認めたときは、表彰を取り消すこととします。

(第 15 条関係)

- (16) この条例の施行に関して、必要な事項は市長が定めます。

(第 16 条関係)

- (17) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第 1 項関係)

- (18) 功労者等表彰審議会委員を表彰審議会委員に名称変更するため、下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 44 号）の一部を改正します。

(附則第 2 項関係)

- (17) 下呂市名誉市民条例（平成 16 年条例第 196 号）及び下呂市功労者等表彰条例（平成 17 年条例第 58 号）は廃止します。

(附則第 3 項関係)

- (18) 前条に規定する条例廃止の経過措置として、廃止する条例の規定により既に被表彰者として議会の同意を得た者は、この条例で改めて被表彰者として審議する

ことなく被表彰者として取り扱うこととし、廃止する条例の規定による功労者の待遇や表彰の取消しに係る規定は、なおその効力を有することとします。

（附則第4項、附則第5項関係）